

総量削減計画の概要

総量削減計画は、水質汚濁防止法の規定により、瀬戸内海の水質改善を図るため、国が定めた総量削減基本方針に基づき、愛媛県の内、瀬戸内海に流入する区域における、生活排水や産業排水などに起因するCOD（化学的酸素要求量）、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減目標量（1日に排出される総量）を達成するための方途及びその他の事項を定めるものである。

1 汚濁負荷量の削減目標

(1) 目標年度

令和6年度

(2) 削減目標量

(単位:トン/日)

	COD		窒素		りん	
	R元実績	R6目標	R元実績	R6目標	R元実績	R6目標
生活排水	11	9	7	7	0.7	0.6
産業排水	32	33	7	7	0.5	0.5
その他	6	7	42	42	3.1	3.1
合計	49	49	56	56	4.3	4.2

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

- ア 下水道の整備等
- イ その他の生活排水処理施設の整備
- ウ 一般家庭における生活排水対策

(2) 産業系排水対策

- ア 総量規制基準の設定
- イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

- ア 農地からの負荷削減対策
- イ 畜産排水対策
- ウ 養殖漁場の改善

(4) 水質の管理

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 砂浜、藻場等の造成・保全等

(2) 水質改善事業の推進

- ア 河川・水路の浄化施設整備
- イ 底質改善事業の推進

(3) 環境配慮型構造物の採用

(4) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

(5) 里海づくりの推進

(6) 監視体制の整備

(7) 教育、啓発等

(8) 調査研究体制の整備

(9) 中小企業への助成措置等